

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月24日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第61号

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

千葉市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和37年千葉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第3号中「おいて生徒を引率して行う」を「おける」に改める。

別表第2第18項中

「

第10条第2号及び第3号の業務	日額 5,100円
第10条第4号の業務	4時間以上日額 3,600円

を

」

「

第10条第2号の業務	日額 5,100円
第10条第3号の業務	日額 5,100円 (教育委員会が別に定める指導業務にあつては、日額3,600円)
第10条第4号の業務	3時間以上日額 2,700円

に

」

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和4年10月31日までの間は、この条例による改正後の別表第2第18項の規定の適用については、同項中「3時間以上日額 2,700円」とあるのは「4時間以上日額 3,600円、3時間以上4時間未満日額 2,700円」とする。